

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
------	--------	---------	--------

条例名	神奈川県消費生活条例		
条例番号	昭和55年神奈川県条例第1号	法規集	第4編第1章第2節
所管室課	県民局くらし県民部消費生活課		
条例の概要	県民の消費生活に関し県及び事業者の責務を明らかにし、県が実施する施策の必要事項を定め、消費者の権利を確立し県民の消費生活の安定と向上及び環境に配慮した消費生活の推進に資するため、必要な事項を定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方の消費者行政の充実強化が求められている中で、本条例は、消費者被害の速やかな救済のために必要な助言及びあっせんを行い、また営業行為等について不当な取引行為を行っている事業者に対して指導及び勧告を行う根拠となるものであり、現在においても必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	本条例に基づき、消費者被害の速やかな救済のために必要な助言及びあっせんや、消費者被害未然防止のための情報提供、営業行為等について不当な取引行為をしている事業者に対する指導及び勧告を行っており、消費者被害の未然防止や、深刻化する消費者被害を救済するために有効に機能している。	年度 勧告件数 相談件数 H21 4件 12,905件 H22 4件 12,057件 H23 2件 11,694件 H24 2件 10,988件 H25 5件 11,220件
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	禁止している不当な取引行為は、県民が消費生活を侵害されない権利等を確保するため必要な内容である。また、消費者被害の救済の申出に対しては、市町村とも連携し、効率的に対応している。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	本条例は、「かながわグランドデザイン」の主要施策「消費者被害などの未然防止と救済」を実現するためのものであり、県の基本方針に適合している。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	消費者安全法その他の関係法令に沿った条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
見直し結果	その他		
	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理由等	現行条例の運用上の課題は見受けられないため、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。なお、改正消費者安全法（平成26年6月13日公布）において、消費生活センターの組織運営等を条例で定めることとされていることから、今後、当該条例の改正又は新たな条例の制定による対応が必要となる。